

【旅行条件書】(国内募集型日帰り企画旅行)

この旅行は、一般社団法人北斗市観光協会(以下「当社」といいます。))が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。))を締結することになります。当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。旅行契約の内容・条件は、ホームページ、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。))及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。))に拠ります。

1. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

2. 旅行代金に含まれないもの

前項以外の費用、自宅から発着地までの交通費・宿泊費は旅行代金に含まれません。

3. 取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には下記の取消料をいただきます。

取消日	取消料
1) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日目にあたる日以降の解除	旅行代金の20%
2) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降の解除	旅行代金の30%
3) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
4) 旅行開始当日の解除	旅行代金の50%
4) 旅行開始後の解除又は不連絡不参加の場合	旅行代金の100%

4. 旅行開始後の解除

お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし一切の払い戻しをいたしません。但しお客様の責に帰さない事由によりホームページに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。当社は、当社の関与し得ない事由により当該旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、旅行を解除することがあります。当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に

支払い又は支払わなければならない費用があるときはこれをお客様の負担とします。この場合当社は旅行代金のうちお客様がいまだに提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

5. 当社の責任

当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただしお客様が次に例示するような事由により損害を被られた場合におきましては、当社は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮。

6. 特別補償

お客様が募集型企画旅行参加中に、生命、身体又は手荷物に被られた一定の損害については、当社の故意、過失の有無にかかわらず特別補償規程に定めるところにより、補償金及び見舞金をお支払します。

7. お客様の責任

お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規程を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

8. 個人情報の取扱い

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

募集型企画旅行契約約款についてこの条件書に定めのない事項は当社旅行業約款によります。

一般社団法人北斗市観光協会

北海道知事登録旅行業 第3-665号

国内旅行業務取扱管理者: 齊藤 亮